

Team Happiness メディカルケア Kids Lab.

虐待の発生・再発防止の ためのマニュアル

2023 年 6 月作成

1. 目的

このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、Team Happiness.株式会社 が運営する児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の事業所において虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

2. 虐待の定義と具体例

「虐待」とは、利用児の心身に傷や苦痛を与え、尊厳を侵害するすべての行為を指します。

種類	定義と具体例
身体的虐待	身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 例：殴る、蹴る、つねる、拘束具で縛る（不適切な身体拘束）
性的虐待	わいせつな行為や、わいせつな行為をさせること。 例：身体を触る、ポルノ画像を見せる、性的な言葉をかける。
心理的虐待	著しい暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動などにより、心身に著しい苦痛を与えること。 例：「バカ」「言うことを聞かない子は来なくていい」などの侮辱、無視、きょうだいと比較する。
ネグレクト （放棄・怠慢）	必要な養育や支援を怠ること。 例：必要な食事や水分を与えない、医療的ケアを怠る、不潔な環境で放置する、長時間放置して見守らない。
経済的虐待	不当に財産を処分すること、または金銭を要求すること。 例：利用者の金銭を無断で使用する、年金や賃金を管理させない。

3. 虐待防止のための組織体制

3-1. 責任者および担当者の設置

役割	担当者	任務
虐待防止責任者	施設長	虐待防止の最高責任者。指針の策定、体制の整備、委員会開催の決定、外部機関への報告・連携。
虐待防止担当者	年毎に任命	研修の企画・実施、職員への日常的な指導、虐待の兆候の把握、相談・通報窓口の役割。

3-2. 虐待防止委員会の設置

虐待防止担当者を中心に「虐待防止委員会」を定期的を開催します。

機能: 虐待防止のための具体的な方策の検討、研修計画の策定、事例検証、指針の見直し。

事例検証: 虐待の通報があった場合や、身体拘束等の事例があった場合に、速やかに臨時会議を開催し、原因分析と再発防止策を徹底的に検討します。

4. 虐待報告等の受付

1、虐待防止担当者は、虐待報告を随時受け付ける。また、虐待防止担当者が不在の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。その場合、速やかに虐待防止担当者へ状況を報告すること。

2、虐待を疑うような事例を発見した場合

発見した職員は身体的なものであれば写真等に記録し、児童及びその保護者から、どのような経緯があったのか、できる範囲内での聴取を行い、記録し虐待防止担当者に報告する

3、虐待防止担当者は、虐待の報告を受けたときは、直ちに「虐待通報の受付。経過記録書」を作成し、虐待防止責任者に報告する。

5. 虐待への対応

1、虐待防止責任者は、前条の虐待の報告を受けたときは、障害者虐待防止法第 16 条に規定されている通報義務に基づき、市町村障害者虐待防止センターに虐待の通報を行う。

2、虐待防止責任者は、虐待の内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。

3、虐待加害者が職員であった場合、虐待防止責任者は、児童の保護者、関係者等

に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

4、虐待防止責任者は、石川県障がい者福祉施設・事業所における 障がい者虐待の防止と対応の手引に準じ対応するものとする。

6. 虐待を受けた児童や家族への対応

1、虐待の報告を受けた虐待防止担当者は、虐待を受けた児童の安全確保を最優先に行う。

2、虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、児童が安心して通所できる環境づくりを行う。

3、管理者は、虐待を受けた児童やその家族に対して虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明し、謝罪を行い信頼の回復に努める。

7. 改善に向けた措置

1、虐待防止責任者は、職員会議を開き、虐待の再発防止策を検討する。

2、虐待加害者が職員であった場合、虐待防止責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、保護者等に説明する。

8. 相談・通報窓口

虐待に関する相談・通報は、匿名でも受け付けます。通報者に対し、不利益な取り扱いは一切行いません。

場所	担当	電話番号	備考
当事業所	施設長	070-5634-0202	10時～16時
金沢市児童相談所		076-243-4158	9時～17時45分
石川県中央保健福祉センター		076-275-2251	8時30分～17時15分
金沢東警察署		076-253-0110	
金沢市障害者虐待防止センター	金沢市 障害福祉課	076-220-2289	休日・夜間 076-220-2121
児童相談所(全国共通)		189(いちはやく)	24時間 365日

9. 職員への研修と教育

虐待を未然に防ぐため、全職員に対して以下の研修を継続的に実施します。

研修の目的

虐待の定義と種類、虐待防止法の理解、権利擁護の視点の習得、不適切な支援の具体例と代替方法の習得。

研修の実施頻度

厚生労働省の規定に基づき実施する。新規採用時には、採用時研修で必ず本指針を含めた虐待防止研修を実施する。

研修方法

講義形式に加えて、事例検討やグループワークを取り入れ、職員が主体的に考える機会を設ける。

10. 身体拘束等の適正化との関連

身体拘束等の原則禁止：身体拘束等は虐待につながる危険性が極めて高いため、「身体拘束等の適正化のための指針」に厳格に従い、原則として禁止します。

緊急やむを得ない場合：拘束に至った場合は、直ちに虐待防止委員会で検証し、不適切な実施と判断された場合は虐待として扱います。

＜変更・廃止手続き＞

本方針の変更および廃止は、理事会の決議により行う。

＜附則＞

本方針は、2023年7月1日から適用する。

以上